

県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）第6条第3項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあっては、表1及び表2に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあっては、当該合算した額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和3年4月1日

表1 ホールの利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
		円	円	円	円	円	円		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	28,210	41,130	55,240	69,340	96,370	124,580	
		その他の日	24,310	35,920	43,630	60,230	79,550	103,860	
	1,000円未満の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	39,080	59,370	72,930	98,450	132,300	171,380	
		その他の日	33,740	48,550	60,740	82,290	109,290	143,030	
	1,000円以上3,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	53,840	73,420	94,560	127,260	167,980	221,820	
		その他の日	42,500	62,210	76,410	104,710	138,620	181,120	
	3,000円以上5,000円未満の 入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	67,860	95,600	121,770	163,460	217,370	285,230	
		その他の日	55,480	80,100	101,720	135,580	181,820	237,300	
	5,000円以上の入場料を徴 収する場合	土曜日及び休日	83,100	121,640	151,470	204,740	273,110	356,210	
		その他の日	69,810	100,020	126,340	169,830	226,360	296,170	
	中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	12,150	19,320	21,920	31,470	41,240	53,390
			その他の日	10,640	14,660	19,320	25,300	33,980	44,620
500円未満の入場料を徴収 する場合		土曜日及び休日	14,130	23,030	28,370	37,160	51,400	65,530	
		その他の日	12,770	20,280	24,170	33,050	44,450	57,220	
500円以上1,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	16,110	25,320	31,050	41,430	56,370	72,480	
		その他の日	13,370	22,680	26,740	36,050	49,420	62,790	
1,000円以上2,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	21,490	29,180	38,550	50,670	67,730	89,220	
		その他の日	17,580	26,310	30,860	43,890	57,170	74,750	
2,000円以上の入場料を徴 収する場合		土曜日及び休日	23,180	30,860	39,980	54,040	70,840	94,020	
		その他の日	17,580	27,610	32,430	45,190	60,040	77,620	

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場

料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
第1展示室	入場料を徴収しない場合	円 2,190	円 3,330	円 3,980	円 5,520	円 7,310	円 9,500
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,450	5,260	6,260	8,710	11,520	14,970
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,830	7,320	8,760	12,150	16,080	20,910
第2展示室	入場料を徴収しない場合	6,940	10,150	12,590	17,090	22,740	29,680
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	10,920	15,980	19,820	26,900	35,800	46,720
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	15,240	22,330	27,700	37,570	50,030	65,270
第1会議室		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
第2会議室		3,240	4,630	5,550	7,870	10,180	13,420
第3会議室		2,150	2,630	2,910	4,780	5,540	7,690
第4会議室		1,840	2,470	2,750	4,310	5,220	7,060
第5会議室		2,150	2,750	3,390	4,900	6,140	8,290
講師控室		400	540	540	940	1,080	1,480
第1和室		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
第2和室		1,460	2,470	3,240	3,930	5,710	7,170
特別室		1,370	1,800	2,070	3,170	3,870	5,240
ミーティングルーム		2,650	3,500	4,010	6,150	7,510	10,160
リハーサル室		2,630	3,550	4,460	6,180	8,010	10,640
大ホール用	第1楽屋	1,840	2,630	3,240	4,470	5,870	7,710
	第2楽屋	1,260	2,150	2,310	3,410	4,460	5,720
	第3楽屋	540	720	960	1,260	1,680	2,220
	第4楽屋	540	720	960	1,260	1,680	2,220
中ホール用	第1楽屋	480	540	650	1,020	1,190	1,670
	第2楽屋	1,130	1,460	1,840	2,590	3,300	4,430
	第3楽屋	720	960	1,130	1,680	2,090	2,810
第1主催者控室		400	720	720	1,120	1,440	1,840

第2主催者控室	400	720	720	1,120	1,440	1,840
第3主催者控室	400	720	720	1,120	1,440	1,840
第4主催者控室	400	720	720	1,120	1,440	1,840
第1シャワー室	480	480	480			
第2シャワー室	480	480	480			
第1浴室	1,130	1,130	1,130			
第2浴室	1,130	1,130	1,130			

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金 (1回につき)	備考	
舞台 設備	大ホール	オーケストラピット	1基	円 3,580	
		舞台せり上げ装置	1基	960	
		花道スッポン	1基	960	
		仮設花道	1式	1,800	
		仮設脇花道	1式	1,800	
		仮設大臣囲い	1式	2,710	
		松羽目・竹羽目	1式	1,800	
		浅黄幕	1式	760	
		しゃ幕	1枚	760	
		演壇	1式	610	
		スクリーン	1張	1,330	
		音響反射板	1式	7,080	天反ライトを含む。
	中ホール	回り舞台	1式	2,710	
仮設花道		1式	960		
仮設大臣囲い		1式	1,800		

		松羽目・竹羽目	1 式	1,410	
		浅黄幕	1 式	450	
		しゃ幕	1 枚	450	
		演壇	1 式	370	
		スクリーン	1 張	1,080	
		音響反射板	1 式	3,580	天反ライトを含む。
	大ホール・中 ホール共通	地がすり	1 枚	960	
		リノリウム	1 枚	960	
		所作台	1 枚	300	
		金びょうぶ	1 双	1,280	
		銀びょうぶ	1 双	1,280	
		白びょうぶ	1 双	1,280	
		毛せん	1 枚	140	
		長座布団	1 枚	140	
		上敷ござ	1 枚	370	
		大太鼓	1 台	610	
		袖囲い	1 式	960	
		振り落とし装置	1 式	250	
		めくり台	1 台	90	
		姿見	1 台	760	
		指揮台	1 式	360	
		譜面台	1 式	90	
		譜面灯	1 灯	90	
		平台	1 枚	140	
		箱足	1 台	90	
		開き足	1 脚	90	
		舞台用椅子	1 脚	90	
		長机	1 台	140	
		コントラバス用椅子	1 脚	140	
	黒板	1 式	140		
照明 設備	大ホール	フットライト	1 列	760	
		ボーダーライト	1 列	960	
		サスペンションライト	1 列	1,280	
		アッパーホリゾンライト	1 列	1,330	
		ローアホリゾンライト	1 列	1,600	
		トーメンタルライト	1 組	250	1 組 4 台
		フロントライト	1 組	1,280	1 組 8 台
		シーリングライト	1 列	2,420	
		センタークセノンピンスポットライト	1 台	1,800	

		クセノンピンスポットライト	1台	1,280	
		コンダクタースポットライト	1台	250	
中ホール		フットライト	1列	610	
		ボーダーライト	1列	760	
		サスペンションライト	1列	960	
		アッパーホリズントライト	1列	1,330	
		ローアホリズントライト	1列	530	
		フロントライト	1組	1,020	1組8台
		シーリングライト	1式	1,150	
		センタークセノンピンスポットライト	1台	1,280	
	大ホール・中ホール共通	スポットライト	大	1台	300
小			1台	140	
		フットスポットライト	1台	140	
		花道フットライト	1列	910	
ストリップライト		大	1台	290	
		小	1台	130	
		エフェクトマシン	1台	760	
		ダブルマシン	1台	760	
		リップルマシン	1台	760	
		オーバーヘッドマシン	1台	760	
		オーロラマシン	1台	610	
		ファイヤーマシン	1台	610	
		ミラーボール	1台	610	
		星球	1式	1,330	
		スポック	1台	140	
		ピンカッタースポットライト	1台	760	
		シールドビームライト	1台	430	
		エアクラフトライト	1式	1,800	1式4台
		フィルムマシン	1台	760	
		ストロボ	1式	850	
		コンセプトマシン	1式	1,930	
		スライドキャリアマスク	1台	640	
		ハイクオリティーカッターライト	1台	760	
	カラーチェンジャー	1台	330		
音響設備	大ホール	拡声装置	1式	3,580	マイク1本付き
	中ホール	拡声装置	1式	1,930	マイク1本付き
	大ホール・中ホール共通	レコードプレーヤー	1台	960	
		コンソール型テープレコーダー	1台	1,480	
	ポータブル型テープレコーダー	1台	960		

		カセット式テープレコーダー	1台	960	
		デジタル式レコーダー	1台	960	
		16チャンネル・マルチトラックテープレコーダー	1台	1,200	
		ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	1,480	電池を含む。
		ステージスピーカー	1台	760	
		コンデンサー型マイクロホン	1本	760	
		ダイナミック型マイクロホン	1本	610	
		移動型ミキサー卓	1台	3,370	
		残響付加装置	1台	1,600	
		グラフィック・イコライザー	1台	270	
		デジタル・ディレイ	1台	140	
		コンプレッサー・リミッター	1台	360	
		ノイズ・ゲート	1台	430	
		16対マルチ・ケーブル	1式	140	コンセントボックス1台付き
		8対マルチ・ケーブル	1式	70	コンセントボックス1台付き
		床上型マイクスタンド	1台	100	
		ブーム型マイクスタンド	1台	70	
		卓上型マイクスタンド	1台	70	
		ダイレクト・ボックス	1台	70	
		3点つり式マイク昇降装置	1基	760	
		エレベーター式マイク昇降装置	1基	760	
		コンパクト・ディスプレイヤー	1台	960	
		はね返しスピーカー	1台	710	
	第1会議室	拡声装置	1式	1,080	マイク付き
	第2会議室	拡声装置	1式	1,080	マイク付き
ピアノ	大ホール・中ホール共通	スタインウェイピアノ	1台	12,270	製造番号512505
		スタインウェイピアノ	1台	10,550	製造番号429069
		ヤマハピアノ	1台	5,270	
		カワイピアノ	1台	2,710	
	リハーサル室	ヤマハピアノ	1台	2,710	
映写機等	大ホール	35mm映写機	1台	6,170	
		16mm映写機	1台	3,080	
	中ホール	16mm映写機	1台	2,710	
	大ホール・中ホール共通	16mm映写機	1台	1,800	可搬型スクリーン付き
		8mm映写機	1台	960	可搬型スクリーン付き
		エルモスライド映写機	1台	6,020	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1台	960	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1台	1,930	可搬型スクリーン付き

全会議室共通	液晶ビデオ映写装置	1 式	2,990	
	スクールゼム・ベルハウエルオーバー ヘッドプロジェクター	1 台	960	可搬型スクリーン付き
	液晶ビデオ映写装置	1 式	2,990	スクリーン付き
その他	テレビ中継設備		8,740	
	ラジオ中継設備		5,270	
	持込機器	1 kWにつき	250	
	可搬型テープレコーダー	1 台	960	
	彫塑台	1 台	90	
	工芸品展示台	1 台	90	
	パーテーションベース	1 本	90	
	スポットライト	1 台	90	
	長机	1 台	140	
	椅子	1 脚	90	
	コインロッカー	1 台	100	

表 4 駐車場の利用料金

区 分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間 1 時間までごとに750円
その他の 4 輪以上の自動車	駐車時間が、3 時間20分以内の場合は駐車時間20分までごとに100円、3 時間20分を超え 8 時間以内の場合は1,000円、8 時間を超え11時間20分以内の場合は1,000円に駐車時間20分までごとに100円を加算した額、11時間20分を超え16時間以内の場合は2,000円、16時間を超え19時間20分以内の場合は2,000円に駐車時間20分までごとに100円を加算した額、19時間20分を超え24時間以内の場合は3,000円

備考 その他の 4 輪以上の自動車の駐車時間が24時間を超える場合の利用料金は、3,000円にこの表のその他の 4 輪以上の自動車の利用料金の例により算定した額を加算した額とする。